

タッチ決済乗車サービス取扱規則

2024.10.29 制 定

第1章 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び神戸電鉄株式会社(以下、3社を併せて「社」という。)の神戸高速線において提携するタッチ決済乗車サービス事業者において提供する、サーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用して、電子式証票の入出場情報を管理するための識別番号が記録された決済媒体を使用したタッチ決済乗車サービス(以下「都度利用」という。)における旅客の運送等に関する契約について、合理的な取扱い方を定め、もって旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

2 前項に定める識別番号とはクレジットカード等の会員番号をいう。

(適用範囲)

第2条 都度利用による旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となる。

2 都度利用による共通利用が可能な社局線内のうち、神戸高速線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則(以下「旅客規則」という。)に定める定義によるものとする。

- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格(NFC) TypeA/B を活用した、EMV コンタクトレス決済をいう。
- (2) 「決済媒体」とは、EMV コンタクトレス決済で乗車を行うことができるカード(クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード)又はカード機能を搭載しているモバイル端末等をいう。
- (3) 「対応機器」とは、都度利用に対応したタッチ決済窓口改札又は自動改札機をいう。
- (4) 「他社線」とは、阪神電気鉄道株式会社線、阪急電鉄株式会社線、神戸電鉄株式会社線及び山陽電気鉄道株式会社線をいう。
- (5) 「発行会社」とは、都度利用で乗車することができるカードを発行する会社及び乗車することができるカード機能を提供している会社であって、別表に掲げるカード発行会社(ただし第4号を除く)をいう。

タッチ決済乗車サービス取扱規則

(6) 「モバイル端末」とは、都度利用をすることができる携帯情報端末等をいう。

(提携事業者)

第 4 条 都度利用における、提携するタッチ決済乗車サービス事業者の名称は別表のとおりとする。

(契約の成立時期及び適用規定)

第 5 条 都度利用による旅客の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に対応機器による改札を受けた時とする。ただし、その成立について社から別段の意思表示があった場合を除く。

2 前項の規定によって契約が成立した場合、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時のこの規則の定めによるものとする。

(取扱区間)

第 6 条 都度利用の取扱いをする区間は、神戸高速線全線(ただし、西代駅及び湊川駅を除く)とする。

(制限事項等)

第 7 条 1回の乗車につき、2以上の決済媒体を同時に使用することはできない。(クレジットカードとモバイル端末の紐付けを行った場合で、入場時に使用した決済媒体と出場時に使用する決済媒体が異なる場合を含む。)

2 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することはできない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、都度利用における決済媒体を使用することができない。

- (1) 旅客の決済媒体において、有効期限が終了したとき又は利用枠を超えたとき。
- (2) 発行会社から使用制限又は使用停止の措置を受けたとき。

4 決済媒体の破損、対応機器の故障、停電又はシステム障害等により対応機器による決済媒体の読み取りが不能となった場合は、都度利用をすることはできない。

5 決済媒体は、その決済媒体に登録された名義人本人以外が使用することはできない。

6 決済媒体を用いて乗車以外の目的で、駅に入出場することはできない。

7 決済媒体を他の乗車券と併用して使用することはできない。また、他社線とまたがる乗車であって、他の乗車券が接続駅まで有効であっても併用して使用することはできない。

8 提携するタッチ決済乗車サービス事業者において提供するサーバ上のクラウド型交通乗車システムにおいて、運賃計算できない経路の乗車又は都度利用ができない他社線への乗車をすることはできない。

9 偽造、変造又は不正に作成された決済媒体を使用することはできない。

(制限又は停止)

第 8 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があると認めたときは、都度利用の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場、乗車する列車、使用可能時間等の制限又は都度利用の停止をすることがある。

- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止により旅客に生じた損害について、社はその責を負わないものとする。

(利用履歴の確認)

第 9 条 旅客は、タッチ決済乗車サービス提携事業者の QUADRAC 株式会社が管理する Web サイト Q-move において会員登録することで、決済媒体による乗車日、乗車区間、乗車運賃等の都度利用を確認することができる。なお、確認方法、条件については QUADRAC 株式会社が別に定めるところによる。

- 2 前項の確認は、当該 Web サイトにアクセスしたその日から最大 365 日前の乗車分まで行うことができる。

(決済方法及び決済手段)

第 10 条 決済媒体を使用した決済方法は、提携するタッチ決済乗車サービス事業者の定めるところによる。

(使用方法)

第 11 条 旅客が決済媒体を用いて乗車するときは、駅相互間を対応機器による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応機器による改札を受けて出場しなければならない。

- 2 モバイル端末の充電切れ、不具合及び通信障害等、旅客の都合により、入出場処理ができない場合、都度利用は無効として取り扱う。
- 3 旅客は第1項の規定により乗車する場合、旅客規則第 25 条に定める大人に限るものとする。ただし、第 14 条第 1 号の規定を承諾して小児が使用する場合を除く。

(免責事項)

第 12 条 決済媒体において、発行会社に起因する旅客の損害又は発行会社のサービス機能に関する旅客の損害等について、社は一切の責任を負わないものとする。

- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービスに関して生じた旅客の損害等について、社は一切の責任を負わないものとする。

タッチ決済乗車サービス取扱規則

-
- 3 旅客がモバイル端末等の決済媒体を使用するために、利用している電気通信サービス提供事業者のシステム障害及び回線障害等に起因して生じた損害等について、社は一切の責任を負わないものとする。
 - 4 旅客は、モバイル端末等を決済媒体として使用する場合、その通信費等を自らの責任において負担するものとする。
 - 5 紛失した決済媒体を使用不可能とする処理が完了するまでの間に、第三者が当該決済媒体を使用したことにより旅客に損害が生じた場合であっても、社はその責を一切負わないものとする。

第 2 章 利 用

(運賃)

- 第 13 条 決済媒体を第 11 条の規定により使用する場合、入場駅から出場駅までの大人片道普通旅客運賃を收受する。なお、收受する大人片道普通旅客運賃には旅客運賃の割引を適用しない。ただし、連絡運輸取扱規則に定める旅客運賃の割引を除く。
- 2 都度利用における社で決済ができるクレジットカードの決済ブランドは次の各号とする。
 - (1) VISA
 - (2) JCB
 - (3) AMERICAN EXPRESS
 - (4) Diners Club
 - (5) DISCOVER
 - (6) 銀聯
 - 3 都度利用(デビットカード及びプリペイドカードを除く。)による運賃は、当該発行会社が社に立替払いをするものとする。
 - 4 前項の規定により立替払いをした発行会社は、都度利用した旅客に対して求償債権を取得するものとする。
 - 5 都度利用による運賃債権は、1日単位で集計する。なお、発行会社から旅客に対する請求方法については、当該発行会社が別に定めるものとする。

(効力)

- 第 14 条 第 11 条の規定により使用する場合の決済媒体の効力は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該乗車区間において、その決済媒体に登録された名義人本人による片道1回の乗車に限り有効なものとする。ただし、大人の片道普通旅客運賃を收受することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。
 - (2) 途中下車の取扱いは行わない。
 - (3) 入場後は、当日に限り有効とする。

(紛失)

第 15 条 第 11 条の規定により入場後、その決済媒体を紛失した場合、旅客規則第 79 条第1項の規定を準用して取り扱う。

(無効となる場合)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該都度利用は無効とする。

- (1) 旅行開始後の決済媒体を他人から譲り受けた場合
- (2) 係員の承諾を得ないで対応機器による改札を受けずに乗車した場合
- (3) この規則に基づかず使用した場合
- (4) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 偽造、変造又は不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 17 条 前条の規定により決済媒体を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間にに対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 78 条の規定を準用して計算する。

(同一駅で出場する場合の取扱い方)

第 18 条 旅客は、決済媒体で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客は、決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能又は遅延の場合における旅客の取扱い方)

第 19 条 旅客は、決済媒体による改札を受けた後に列車が運行不能又は遅延となった場合は、次の各号のいずれかに定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

- (1) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は收受しない。また、無賃送還後、発駅での出場時には決済媒体の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを準用する。

- (2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還

この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を途中駅において決済媒体から收受する。

タッチ決済乗車サービス取扱規則

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が神戸高速線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅において決済媒体から收受する。

別表 提携するタッチ決済乗車サービス事業者

- (1)三井住友カード株式会社
- (2)ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社
- (3)株式会社ジェーシービー
- (4)QUADRAC 株式会社